

# 平成27年度 北海道手をつなぐ育成会特別研修会 実施要綱

## 1 目 的

24年6月に共生社会の実現を基本理念とした障害者総合支援法が成立し、24年10月に障害者虐待防止法・25年6月には障害者差別解消法が施行・成立して、26年2月に障害者権利条約が発効しており、障がい者の地域生活に関わる法律環境が整ってきていますが、いまなお虐待などが後をたたず、安全で安心して住める共生社会の実現が求められています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果報告書(25年度厚労省調査)によると、養護者による障害者虐待の相談・通報件数は4,635件で、38%の1,764件に虐待の事実が認められています。

その半数が知的障がい者という調査結果が出ており、虐待の可能性が身近に生じるものとして、本人と家族にとって地域生活が行いやすくすることを目的として、この度、本人の権利擁護という観点から3ブロックで特別研修会を開催します。

## 2 日 時 ・ 場 所

① 平成27年11月12日(木) 14時30分～16時30分

ウェディングプラザ 寿宴 (TEL 0153-72-9611)  
〒086-1043 中標津町東3条北1丁目8

② 平成27年11月13日(金) 10時00分～12時00分

札幌市民ホール (TEL 011-252-3700)  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西1丁目

③ 平成27年11月14日(土) 13時00分～15時00分

滝川市まちづくりセンター みんなく (TEL 0125-74-6210)  
〒073-0031 滝川市栄町3丁目6番28

3 主 催 北海道手をつなぐ育成会

4 共 催 中標津町手をつなぐ親の会

札幌市手をつなぐ育成会

空知手をつなぐ育成会連絡協議会(担当 滝川市手をつなぐ育成会)

5 後 援 北海道知的障害児者生活サポート協会

札幌市知的障がい児者生活サポート協会

6 研修内容(講演及び質疑応答)

講 演 「本人の豊かな人生を創るための家族の役割」

講 師 吉川 かおり 氏

明星大学教授

7 対象者

北海道手をつなぐ育成会会員、通所事業所(小規模作業所)勤務の職員  
特別支援学級及び養護学校に通う父母並びに教員  
一般住民、社会福祉関係者など

8 参加費

無料

9 問い合わせ先・申込先

【特別研修会開催に係る一般的なこと】

◎ 北海道手をつなぐ育成会

TEL 011-251-0855 ・ FAX 011-251-0804

【特別研修会開催に係る具体的なこと。】

①中標津町開催 ⇒ 中標津町手をつなぐ親の会

TEL 0153-72-3268 ・ FAX 0153-72-3268

②札幌市開催 ⇒ 札幌市手をつなぐ育成会

TEL 011-738-2221 ・ FAX 011-738-2228

③滝川市開催 ⇒ 滝川市手をつなぐ育成会

TEL 0125-23-7041 ・ FAX 0125-74-4360

10 その他

通所事業所(小規模作業所)の即売展は、必要に応じ別途確保する。

弁当については、開催地区などにおいて必要な案内を行う。

宛先 希望の宛先に丸で囲って送信願います。

宛先欄	送 信 先
	① 中標津町開催 中標津町手をつなぐ親の会 FAX 0153-72-3268
	② 札幌市開催 札幌市手をつなぐ育成会 FAX 011-738-2228
	③ 滝川市開催 滝川市手をつなぐ育成会 FAX 0125-74-4360

平成27年度北海道手をつなぐ育成会特別研修会 参加申込書

平成27年10月 日

所 属 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

次のとおり、平成27年度北海道手をつなぐ育成会特別研修会に参加申し込みます。

開催地 \_\_\_\_\_

NO	所 属	お 名 前	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			